平成２１年（フ）第４５１６号
大阪市生野区小路東４丁目３番20号
破産者　金澤秀明こと　金　　秀明
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７５９号
大阪市西成区南開２丁目３番２―305号
破産者　金田敏雄こと　金　　敏夫
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６８号
大阪府東大阪市岩田町１丁目５―３　第２出雲荘１階北端、住民票上の住所大阪府河内長野市木戸３丁目35番13号
破産者　東條　　正
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
大阪府東大阪市岩田町１丁目５―３　出雲荘１階北端、住民票上の住所大阪府河内長野市木戸３丁目35番13号
破産者　東條　睦子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２１号
和歌山県御坊市島366番地
破産者　龍田　奈美（旧姓戸田）
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２０年（フ）第２１２９号
広島市西区己斐上４丁目18番４号、開始決定時の住所広島市西区己斐大迫３丁目34番１号
破産者　木村　正和
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９０２号
広島市西区草津新町２丁目12番１―101号
破産者　菊田　成三
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８号
大分県日田市前津江町大野1506番地１
破産者　石井やよい
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２０年（フ）第２８４９号
札幌市白石区南郷通11丁目南１番15号　ＢＡＭ―107号
破産者　杉田　和久
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７４７号
北海道千歳市栄町１丁目20番地の９
破産者　平出　邦彦
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７５号
岩手県大船渡市赤崎町字後ノ入140番地
破産者　三浦　孝年
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第２８２号
茨城県桜川市本木1962番地７
破産者　大島　宏之
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第５号
茨城県筑西市成井629番地５
破産者　金子里絵子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２３４号
神奈川県藤沢市本町３丁目13番５号
破産者　城處　敏之
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９７号
横浜市旭区今宿西町408番地１　ハイツスマイル107
破産者　川村　武男
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９８号
横浜市旭区今宿西町408番地１　ハイツスマイル107
破産者　川村　秀子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０７号
横浜市保土ケ谷区藤塚町13番78号
破産者　加藤　浩之
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０８号
横浜市保土ケ谷区藤塚町13番78号
破産者　加藤　明美
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５９５号
福井市文京７丁目６番13号　信開ガーデンコート803号、旧住所福井県坂井市坂井町東中野第12号６番地29
破産者　嘉門　徹朗
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係